

2025・6

いわき市議会定例会議案

令和7年6月

提 出 議 案

議案第 1 号	いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入 及び管理に関する条例の制定について		7
議案第 2 号	いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の制定について		17
議案第 3 号	いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する条例の改正について		31
議案第 4 号	いわき市職員の育児休業等に関する条例の改正につ いて		35
議案第 5 号	いわき市税条例の改正について		39
議案第 6 号	いわき市国民健康保険税条例等の改正について		47
議案第 7 号	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関 する条例の改正について		51
議案第 8 号	いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例及びいわき市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の改正について		55
議案第 9 号	いわき市市営住宅条例の改正について		61
議案第10号	令和 7 年度いわき市一般会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第11号	令和 7 年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）		（別紙）
議案第12号	令和 7 年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第13号	令和 7 年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）		（別紙）
議案第14号	令和 7 年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第15号	令和 7 年度いわき市水道事業会計補正予算（第 1 号）		（別紙）
議案第16号	令和 7 年度いわき市下水道事業会計補正予算（第 1		

	号)	 (別紙)
議案第17号	工事請負契約について (いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事)	 69
議案第18号	財産取得について (消防団小型動力ポンプ付積載車 2WD)	 71
議案第19号	財産取得について (消防団CD-I型消防ポンプ自動車 2WD)	 73
議案第20号	財産取得について (救助工作車Ⅱ型)	 75
議案第21号	財産取得について (いわき市立小名浜学校給食共同調理場連続揚物機)	 77
議案第22号	訴えの提起について	 79
議案第23号	福島県市町村総合事務組合規約の変更について	 81
議案第24号	専決処分の承認を求めることについて (いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改正について)	 83
議案第25号	専決処分の承認を求めることについて (いわき市税特別措置条例の改正について)	 85
報告第1号	令和6年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について	 87
報告第2号	令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計継続費繰越計算書について	 89
報告第3号	令和6年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について	 91
報告第4号	令和6年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について	 93
報告第5号	令和6年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について	 95
報告第6号	令和6年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	 97

報告第7号	令和6年度いわき市一般会計事故繰越し繰越計算書 について		99
報告第8号	令和6年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書に ついて		101
報告第9号	令和6年度いわき市病院事業会計予算繰越計算書に ついて		103
報告第10号	令和6年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書 について		105
報告第11号	専決処分の報告について		107
提出			
	いわき市土地開発公社経営状況について		111
	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について		113
	公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について		115
	公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について		117
	一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について		119
	株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について		121

議案第 1 号

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する
条例の制定について

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利用を推進するに当たって、市内の再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関して、基本理念を定め、並びに市、事業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の設置等について必要な事項を定めることにより、事業者による適正な設置及び管理を促し、もって自然環境及び生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。第8条第1項第1号において「法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置、当該設備を設置するために行われる土地の形質の変更（立木竹の伐採を含む。）及び当該設備により発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 事業を行う土地の区域であつて、柵、塀その他の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (4) 事業者 事業を計画し、これを行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (5) 地域住民等 事業区域の全部又は一部が所在する地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する個人及び当該区域に所在する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をい

う。

(基本理念)

第3条 本市の豊かな自然環境及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたかけがえのない財産であり、その恩恵を将来の世代に継承できるようその保全及び活用が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自然環境等の保全及び災害の防止のため、市内の再生可能エネルギー発電施設が適正に導入され、及び管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及び条例を遵守するとともに、自然環境等の保全及び災害の防止のため、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行わなければならない。

2 事業者は、地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、事業区域内に存する自らが所有し、占有し、又は管理する土地を適正に管理するとともに、この条例に基づいて行う市の措置に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、この条例に基づいて行う市の施策及び措置に協力するよう努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の事業（次に掲げる事業を除く。）に適用する。

(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、屋上又は壁面に設置した再生可能エネルギー発電設

備（太陽光を再生可能エネルギー源（法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）とするものに限る。次号において同じ。）により行う事業

- (2) 個人が自己の居住する土地及び当該土地に隣接する土地に設置した再生可能エネルギー発電設備により行う発電出力50キロワット未満の事業
- (3) 再生可能エネルギー発電設備で発電した全ての電気を事業区域又は当該事業区域に隣接する土地において事業者自らが利用する事業
- (4) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備により行う事業

2 発電出力10キロワット未満の事業を複数実施する場合であつて、事業者及び事業区域に一体性が認められるときは、前項の規定の例による。

（事業計画の概要に関する書類の提出）

第9条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に係る計画の概要に関する書類を作成し、市長が規則で定める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、事業の変更（市長が規則で定める軽微な変更を除く。第11条第2項及び第14条第2項において同じ。）を行おうとするときは、当該事業の変更の概要に関する書類を作成し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（受理の通知）

第10条 市長は、前条第1項の事業に係る計画の概要に関する書類又は同条第2項の事業の変更の概要に関する書類の提出があつたときは、事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に意見を付すことができる。

3 次条第1項又は第2項の規定による説明会の開催は、第1項の規定による通知後に行うよう努めなければならない。

（説明会の開催）

第11条 事業者は、事業を実施しようとするときは、第14条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、当該事業の計画に関する説明会を開催し

なければならない。

- 2 事業者は、事業の変更を行おうとするときは、第14条第1項又は第2項の規定による届出を行う前に、地域住民等に対し、当該事業の変更に関する説明会を開催しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催しようとするときは、市長が規則で定めるところにより、地域住民等に対し、当該説明会の開催を周知しなければならない。
- 4 事業者は、市長が規則で定めるところにより、事業に係る地域住民等の意見の聴取及び当該意見に対する回答を行わなければならない。
- 5 前項の場合において、事業者は、事業に対する地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- 6 事業者は、第1項又は第2項の規定により説明会を開催したときは、第14条第1項又は第2項の規定による届出を行う前に、当該説明会の報告書を作成し、第4項の意見及び回答に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（説明会の開催の特例）

第12条 前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、市長は、市長が規則で定めるところにより、説明会の開催を省略させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により説明会の開催を省略させるときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（三者協定）

第13条 市長は、事業が市長が規則で定める場合に該当するときは、事業者に対し、市長及び地域住民等の代表者との間で、事業の管理運用に係る協定（以下この条において「三者協定」という。）を書面により締結するよう要請するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による要請があったときは、三者協定を締結するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、三者協定を締結した場合であって、次条第2項の規定による届出を行ったときは、市長及び地域住民等の代表者と協議の上、必要に応じて当該三者協定を変更しなければならない。

4 事業者は、三者協定を締結した場合であつて、再生可能エネルギー発電設備を第三者に貸し付けようとするときは、当該第三者に対し、当該三者協定を遵守させなければならない。

5 三者協定は、締結の日以後に事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続により事業者の地位を承継した者に対しても、その効力があるものとする。

(工事の着手等の届出)

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事（以下この条において「工事」という。）を行うときは、工事に着手する日の30日前までに、市長が規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業の変更を行おうとするときは、当該事業の変更後の工事に着手する日の30日前までに、市長が規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 事業者は、工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が第1項又は第2項の規定による届出の内容に適合するかどうかを確認するものとする。

(維持管理等)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を常時安全かつ適正な状態に保つよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害その他の事由により事業区域内又はその周辺において環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更及び地位の承継の届出)

第16条 事業者は、氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、市長が規則で定める書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続により事業者の地位を承継した者

は、市長が規則で定める書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の終了に関する届出等)

第17条 事業者は、事業区域内の全ての再生可能エネルギー発電設備の発電を終了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業区域内の全ての再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、市長が規則で定める書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該再生可能エネルギー発電設備が設置されていた区域の状況を確認するものとする。

(指導又は助言)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(報告の徴収)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域その他事業と密接な関連を有する場所に立ち入り、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第21条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項の事業に係る計画の概要に関する書類若しくは同条第2項の事業の変更の概要に関する書類を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した

とき。

- (2) 第11条第1項若しくは第2項の説明会を開催せず、又は同条第6項の報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき。
- (3) 第14条第1項から第4項までの規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 第15条第2項の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 第16条第1項若しくは第2項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (6) 第18条の指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。
- (7) 第19条の規定による報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行ったとき。
- (8) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に回答せず、若しくは虚偽の回答を行ったとき。

(国等への通報)

第22条 市長は、事業者が事業の実施に関し法令に違反している疑いがあると認められるときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。次項及び次条第1項において同じ。）並びに当該法令違反の内容を国その他の関係機関に通報するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を国その他の関係機関に通報するものとする。

(公表)

第23条 市長は、第21条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事に着手した者（次項において「既存事業者」という。）については、この条例の規定（第5条、第8条、第15条から第20条まで、第21条（第1号から第3号までに係る部分を除く。）、第22条及び第23条の規定を除く。）は、適用しない。
- 3 既存事業者は、施行日から30日を経過した日以後に市長が規則で定める事業の変更を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(検討)

- 4 市長は、自然環境等の保全、地域との調和及び共生並びに災害の防止を図る観点から、おおむね3年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

議案第 2 号

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 市長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛

生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、いわき市社会福祉審議会条例（平成12年いわき市条例第9号）

第1条の規定に基づき設置されたいわき市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及

び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（第3項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 前項の非常災害に対する具体的計画は、乳児等通園支援事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに立てるものとする。

3 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳

幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

- 第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

- 第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- 第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

- 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしては

ならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すること等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の

総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(1) 屋内階段

		(2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
3 階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段
4 階 以 上 の 階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		(3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事

する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人としてすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る

よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年いわき市条例第61号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第31号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第32号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第34号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
改正について

いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の
一部を改正する条例

いわき市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年いわき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市の機関」を「市の機関等」に改める。

第2条第2号中「市の機関」を「市の機関等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「認められたもの」の次に「又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者」を加え、同条第6号から第9号までの規定中「市の機関」を「市の機関等」に改める。

第3条第1項及び第3項から第5項まで、第4条第1項及び第4項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第8条並びに第9条中「市の機関」を「市の機関等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

いわき市職員の育児休業等に関する条例の改正について

いわき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の育児休業等に関する条例（平成7年いわき市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項」を「第19条第1項から第3項まで」に改める。

第6条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第1項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条第3項において同じ」を加える。

第7条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（次項及び第3項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第7条第2項中「いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の次に「（平成7年いわき市条例第23号）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「（以下「介護をするための時間」という。）」を削る。

第8条中「第19条第3項」を「第19条第6項」に、「次に掲げる事由」を「職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたとき」に改め、各号を削り、同条を第13条とする。

第7条の2中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条を第12条とし、第7条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第8条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間

の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第11条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第10条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 5 号

いわき市税条例の改正について

いわき市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市税条例の一部を改正する条例

いわき市税条例（昭和41年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第20条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条第1項ただし書中「があるもの」を「がある者」に、「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第17条の2の2 令和8年4月1日以後に第81条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われ

た加熱式たばこ（第81条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第81条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第82条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書

の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

別表第24条の2第1項第2号に掲げる寄附金の項の次に次のように加える。

第24条の2第1項第4号に掲げる寄附金	福島国際研究教育機構に対する寄附金
---------------------	-------------------

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定及び附則第3条第5項の規定 公布の日
- (2) 第20条、第28条第1項ただし書、第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項の改正規定並びに附則第3条第1項から第4項までの規定 令和8年1月1日
- (3) 附則第17条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (4) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のいわき市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第20条及び第28条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の 2 第 1 項第 3 号及び第29条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第29条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「2 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第28条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、2 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のいわき市税条例（以下「旧条例」という。）第28条第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第29条の 3 第 1 項の規定は、2 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第203条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、2 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 新条例別表の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 7 年 1 月 1 日以後に支出する新条例第24条の 2 第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第17条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月30日までの間に、いわき市税条例第81条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たば

ここに係る同条例第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第17条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) いわき市税条例第83条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第17条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第17条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 6 号

いわき市国民健康保険税条例等の改正について

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(いわき市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第17条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

(いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成23年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年度分」を「令和7年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正
について

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部
を改正する条例

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例（平成18年いわき市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号ア中「2,300円」を「2,560円」に改め、同号イ中「4,000円」を「4,040円」に改め、同号ウ中「の場合 5,800円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに820円を加えた額」を「1時間30分未満の場合 5,870円」に改め、同号に次のように加える。

エ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 6,690円

オ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 7,540円

カ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 8,370円

キ 所要時間3時間以上の場合 9,210円に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加えた額

別表第2第2号ア中「800円」を「1,060円」に改め、同号イ中「1,500円」を「1,970円」に改め、同号ウ中「の場合 2,250円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに750円を加えた額」を「1時間30分未満の場合 2,750円」に改め、同号に次のように加える。

エ 所要時間1時間30分以上の場合 3,450円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに690円を加えた額

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の移動支援事業の利用に係る手数料について適用し、同日前の移動支援事業の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年いわき市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を削り、同条第2項中「いずれも満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、「しないこと」の次に「とすること」を加え、各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号に

において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等その他事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第7条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いわき市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、「掲げる」の次に「事項に

係る」を加え、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第5項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を削り、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、「しないこと」の次に「とすること」を加え、各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等その他事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第42条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることがで

きる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

いわき市市営住宅条例の改正について

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市市営住宅条例の一部を改正する条例

いわき市市営住宅条例（昭和42年いわき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 いわき市平南白土一丁目1番地の1	112 」
-----------------------	----------

を

「 いわき市平南白土一丁目1番地の1	108 」
-----------------------	----------

に、

「 いわき市小名浜林城字大門1番地の1	86 」
------------------------	---------

を

「 いわき市小名浜林城字大門1番地の1	71 」
------------------------	---------

に、

「 いわき市小名浜林城字柳町8番地の1	40
いわき市鹿島町御代字柿境34番地	326
いわき市江名字走出14番地	2
いわき市江名字安竜161番地の61	9

を

「 いわき市小名浜林城字柳町8番地の1	35
いわき市鹿島町御代字柿境34番地	326
いわき市江名字安竜161番地の61	9

に、

いわき市江畑町塙70番地の2	41
----------------	----

を

いわき市江畑町塙70番地の2	24
----------------	----

に、

いわき市内郷高坂町一丁目113番地	52
-------------------	----

を

いわき市内郷高坂町一丁目113番地	41
-------------------	----

に、

いわき市内郷内町前田22番地	60
----------------	----

を

いわき市内郷内町前田22番地	12
----------------	----

に、

いわき市内郷白水町上代35番地	66
-----------------	----

を

いわき市内郷白水町上代35番地	61
-----------------	----

に、

いわき市四倉町狐塚字古川82番地の2	16
いわき市四倉町狐塚字古川82番地の3	14
いわき市四倉町狐塚字東原47番地の2	18

を

いわき市四倉町狐塚字古川82番地の 2	8
いわき市四倉町狐塚字古川82番地の 3	8
いわき市四倉町狐塚字東原47番地の 2	12

に、

いわき市小川町上小川字後原22番地	4
いわき市小川町上小川字北赤沼65番地	6

を

いわき市小川町上小川字後原22番地	2
いわき市小川町上小川字北赤沼65番地	3

に、

いわき市小川町高萩字家ノ前91番地	8
-------------------	---

を

いわき市小川町高萩字家ノ前91番地	5
-------------------	---

に、

いわき市小川町西小川字中野地70番地	20
いわき市好間町北好間字山ノ坊70番地の 1	1
いわき市好間町北好間字山ノ坊75番地の 2	1
いわき市好間町北好間字山ノ坊77番地	4

を

いわき市小川町西小川字中野地70番地	20
いわき市好間町北好間字山ノ坊75番地の 2	1
いわき市好間町北好間字山ノ坊77番地	1

に、

いわき市田人町黒田字古屋敷 9 番地	5
いわき市川前町川前字竹島70番地	2
いわき市久之浜町久之浜字木ノ下 6 番地	10

を

いわき市田人町黒田字古屋敷 9 番地	5
いわき市久之浜町久之浜字木ノ下 6 番地	10

に改める。

別表第 5 中

いわき市内郷宮沢 集会所	いわき市内郷宮町宮沢 2 番地	96.47 平 方 メートル
いわき市内郷内町 前田集会所	いわき市内郷内町前田22番地	96.47 平 方 メートル
いわき市内郷内町 立町集会所	いわき市内郷内町立町35番地	149.05 平 方 メートル

を

いわき市内郷宮沢 集会所	いわき市内郷宮町宮沢 2 番地	96.47 平 方 メートル
いわき市内郷内町 立町集会所	いわき市内郷内町立町35番地	149.05 平 方 メートル

に、

いわき市内郷宮町 竹ノ内集会所	いわき市内郷宮町竹ノ内39番地の 2	57.26 平 方 メートル
いわき市内郷宮町	いわき市内郷宮町町田35番地	96.47 平 方

町田南集会所		メートル
いわき市内郷高坂 町砂子田集会所	いわき市内郷高坂町砂子田 1 番地の 3	507.80 平方 メートル

」

を

いわき市内郷宮町 竹ノ内集会所	いわき市内郷宮町竹ノ内39番地の 2	57.26 平方 メートル
いわき市内郷高坂 町砂子田集会所	いわき市内郷高坂町砂子田 1 番地の 3	507.80 平方 メートル

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

工事請負契約について

いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 2 契 約 金 額 金740,300,000円
- 3 工 期 議会の議決を経た日の翌日から
令和8年7月31日まで
- 4 契約の相手方 内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事
堀江・山木特定建設工事共同企業体
代表者 いわき市平字尼子町60番地の1
堀江工業株式会社
代表取締役社長 長谷川 浩 一
構成員 いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4
山木工業株式会社
代表取締役 小 峰 良 介

議案第18号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 消防団小型動力ポンプ付積載車 2WD
- 2 数 量 3台
- 3 取得価格 金28,644,000円
- 4 取得の目的 非常備消防用
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和7年12月19日
- 7 物件の供給者 いわき市小名浜林城字塚前23番地の1
株式会社平成
代表取締役 鈴木 庸 平

議案第19号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 消防団CD－I型消防ポンプ自動車 2WD
- 2 数 量 1台
- 3 取得価格 金23,760,000円
- 4 取得の目的 非常備消防用
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和7年12月19日
- 7 物件の供給者 いわき市平字古鍛冶町4番地
株式会社磐水社
代表取締役社長 渡 辺 守 弥

議案第20号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 救助工作車Ⅱ型
- 2 数 量 1台
- 3 取得価格 金168,960,000円
- 4 取得の目的 常備消防用
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和8年3月31日
- 7 物件の供給者 いわき市小名浜住吉字飯塚58番地の1
いわきオール株式会社
代表取締役 角 口 孝 幸

議案第21号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 取得物件の名称 いわき市立小名浜学校給食共同調理場連続揚物機
- 2 数 量 2台
- 3 取得価格 金19,360,000円
- 4 取得の目的 老朽化した調理機器の更新
- 5 取得の方法 一般競争入札による物件供給契約
- 6 納 期 令和7年8月18日
- 7 物件の供給者 いわき市久之浜町久之浜字北畑田60番地
有限会社坪井商会
代表取締役 坪 井 芳 夫

議案第22号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

1 事 件 名 いわき市市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴訟

2 事件の相手方

	氏
	氏
	氏
	氏
	氏
	氏
	氏

議案第23号

福島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福島県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

福島県市町村総合事務組合規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第1項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第4項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和7年3月31日専決第3号 いわき市税条例及びいわき市都市計画税条例の改正について

議案第25号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和7年3月31日専決第4号 いわき市税特別措置条例の改正について

報告第 1 号

令和 6 年度いわき市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 1 項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	(仮称) 常磐地区交流拠点施設整備 P P P / P F I ア ドバイザリー業務委託 支所庁舎非常用発電設備整備事業 遠野支所庁舎整備事業 南部清掃センターごみホッパ整備事業 海竜の里センター観覧車等解体事業 道路構造物長寿命化事業 緊急重点河川改良事業（山王田川・窪根川・赤沼川） 駅前広場等長寿命化事業（泉駅自由通路） 旧白水小学校屋内運動場等解体事業 四倉地区交流・防災拠点施設整備事業 内郷第一中学校校舎長寿命化改修事業 美術館非常用発電設備更新事業

報告第2号

令和6年度いわき市温泉給湯事業特別会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
温 泉 給 湯 事 業 特 別 会 計	第1配湯所配湯設備改修事業

報告第 3 号

令和 6 年度いわき市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の 2 第 1 項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	平浄水場浸水災害対策工事 中部配水池新設工事 （重）小名浜南富岡配水管（第265-5号外）整備工事 （重）錦町配水管（第312-57号外）整備工事 山玉浄水場非常用自家発電設備新設工事

報告第 4 号

令和 6 年度いわき市下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の 2 第 1 項の規定により、継続費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	平蔵塚ポンプ場耐震耐水補強工事 中部浄化センター耐震補強工事

報告第 5 号

令和 6 年度いわき市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	庁舎整備事業 総合コールセンター設置運営事業 施設管理経費 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事務費 障害福祉サービス事務費等 公立保育所施設管理費 上水道安全対策事業出資金 いわき森林再生事業 林業専用道路整備事業 製造業における省資源化・高効率化支援事業費補助金 幹線道路整備事業 歩道整備事業 道路構造物長寿命化事業

	緊急水災害対策・排水施設整備事業 市街地再生整備推進事業 さわやかトイレ・リフレッシュ事業 公共交通需要回復・利用促進緊急支援事業費補助金 街路事業 都市公園整備事業 いわき駅並木通り地区市街地再開発事業 住宅管理費 災害時非常用備蓄品整備事業 地域防災計画改訂事業 小学校管理費（長寿命化事業分） 小学校管理費（トイレ洋式化分） 空調設備設置事業（小学校費） 中学校管理費（長寿命化事業分） 中学校管理費（トイレ洋式化分） 空調設備設置事業（中学校費）
--	---

報告第 6 号

令和 6 年度いわき市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、繰越明許費の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
土地区画整理事業 特 別 会 計	勿来錦第一土地区画整理事業

報告第7号

令和6年度いわき市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、事故繰越しの繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
一 般 会 計	都市公園整備事業 現年度発生災害復旧費（道路橋りょう）

報告第 8 号

令和 6 年度いわき市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
水 道 事 業 会 計	老朽管更新事業 施設更新事業 災害対策事業 小名浜道路関連山田町水道管（第255-57号外）移設補償工事（その 1）

報告第9号

令和6年度いわき市病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
病 院 事 業 会 計	医療器械整備事業

報告第10号

令和6年度いわき市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、予算の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

会 計 名	事 業 名
下 水 道 事 業 会 計	管渠建設事業 ポンプ場建設事業 処理場建設事業

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

1	損害賠償額	金424,486円
2	事由	令和6年11月13日、いわき市錦町中迎一丁目8番の4地先の市道関田・大島線において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
3	相手方	[redacted] [redacted] [redacted]氏
4	専決処分年月日	令和7年3月19日

1	損害賠償額	金282,871円
2	事由	令和7年1月22日、いわき市小島町三丁目6番地の1において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
3	相手方	[redacted] [redacted]氏
4	専決処分年月日	令和7年4月8日

1	損 害 賠 償 額	金53,610円
2	事 由	令和7年2月11日、いわき市若葉台一丁目24番地の5の若葉台北公園において公園管理瑕疵により発生した人身事故
3	相 手 方	氏（本 人） 氏（親権者）
4	専決処分年月日	令和7年4月8日
1	損 害 賠 償 額	金50,030円
2	事 由	令和7年2月13日、いわき市小名浜字蛭川新川間35番地のいわき市消防団第2支団第2分団第3・4・5・6班機械置場兼団員詰所敷地内において引き起こした物損事故
3	相 手 方	氏
4	専決処分年月日	令和7年4月10日
1	損 害 賠 償 額	金78,334円
2	事 由	令和7年2月14日、 において引き起こした公務上の交通事故による物損事故
3	相 手 方	氏
4	専決処分年月日	令和7年4月18日
1	損 害 賠 償 額	金110,202円
2	事 由	令和7年3月13日、いわき市自由ヶ丘61番の12地先の市道自由ヶ丘29号線において道路管理瑕疵により発生した物損事故
3	相 手 方	氏
4	専決処分年月日	令和7年4月22日

1	損 害 賠 償 額	金1,100円
2	事 由	いわき市立江名幼稚園舎及び園庭の土地賃貸借における 令和7年度の敷地賃借料の支払遅延
3	相 手 方	氏
4	専決処分年月日	令和7年5月7日

提出

いわき市土地開発公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市国際交流協会経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

公益財団法人いわき市潮学生寮経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

提出

株式会社いわきニュータウンセンター経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日提出

いわき市長 内 田 広 之

